

令和6年9月 3日 開会

令和6年9月13日 閉会

# 令和6年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

9月3日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	3
開会	4
会議録署名者決定	4
会期決定	4
議第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第39号について（提案説明・採決）	7
議第40号について（提案説明・質疑・委員会付託）	8
議第41号について（提案説明・質疑・委員会付託）	8
議第42号について（提案説明・質疑・委員会付託）	10
議第43号について（提案説明・質疑・委員会付託）	12
議第44号について（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第45号について（提案説明・質疑・委員会付託）	16
議第46号について（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第47号について（提案説明・質疑・委員会付託）	18
議第48号について（提案説明・質疑・委員会付託）	20
議第49号について（提案説明・質疑・委員会付託）	28
議第50号について（提案説明・質疑・委員会付託）	29
議第51号について（提案説明・質疑・委員会付託）	31
議第52号について（提案説明・質疑・委員会付託）	33
認定第1号から認定第7号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	34
散会	49
会議録署名議員	50

9月13日（金）

議事日程	5 1
議長及び出席議員	5 2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	5 2
職務のために出席した者	5 2
開議	5 4
会議録署名者決定	5 4
一般質問	5 4
9番 岩田讓治議員	5 4
3番 西松幸子議員	5 6
6番 渡邊裕光議員	5 8
2番 渡辺康司議員	6 1
5番 坂 悟議員	6 3
10番 山中美恵子議員	6 5
7番 石原英一議員	6 7
1番 栗原宏行議員	7 0
4番 傍嶋邦博議員	7 2
特別委員会報告	7 9
議会改革特別委員会	7 9
常任委員会報告	8 0
民生文教常任委員会	8 0
総務産建常任委員会	8 1
議第40号について（討論・採決）	8 2
議第41号について（討論・採決）	8 2
議第42号について（討論・採決）	8 3
議第43号について（討論・採決）	8 3
議第44号について（討論・採決）	8 3
議第45号について（討論・採決）	8 4
議第46号について（討論・採決）	8 4
議第47号について（討論・採決）	8 4
議第48号について（討論・採決）	8 5

議第49号について（討論・採決）	85
議第50号について（討論・採決）	85
議第51号について（討論・採決）	85
議第52号について（討論・採決）	86
認定第1号について（討論・採決）	86
認定第2号について（討論・採決）	86
認定第3号について（討論・採決）	87
認定第4号について（討論・採決）	87
認定第5号について（討論・採決）	88
認定第6号について（討論・採決）	88
認定第7号について（討論・採決）	88
閉会	89
会議録署名議員	90

令和6年9月3日（第1日）

議 事 日 程 (令和6年9月3日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第38号 専決処分の承認について  
専第5号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議 第39号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第5 議 第40号 安八町指定金融機関の指定について
- 日程第6 議 第41号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第42号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議 第44号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議 第45号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議 第46号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議 第47号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第13 議 第48号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議 第49号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議 第50号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議 第51号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議 第52号 町道路線の認定について
- 日程第18 認定第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第2号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 栗原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂 悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美恵子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	岡 田 立	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	青 山 桂 子	会 計 管 理 者	吉 村 等
総 務 課 長	河 合 一	税 務 課 長	堀 迫 秀 紀
生活環境課長	梅 村 明 広	福 祉 課 長 兼 安八温泉所長	山 田 靖
こども家庭課長	田 中 弓	ま ち づ くり 推 進 課 長	大 平 共 美
農 政 課 長	松 岡 政 司	教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長	坂 和 由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡 邊 茂 且	書	記	宇佐見 かおる
書	記 梶 井 公 歴	書	記	澤 田 真理子

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまより令和6年第3回安八町議会定例会の初日の開催を実施します。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回安八町議会定例会を開催します。

---

議長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、6番 渡邊裕光君、7番 石原英一君に指名いたします。

---

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月13日までの11日間にすることに決定しました。

---

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 皆さん、改めましておはようございます。

本日、令和6年第3回安八町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集賜り誠にありがとうございます。

暦の上では立秋を過ぎましたが、まだまだ猛暑日等が見られます。議員各位におかれましても、引き続き健康に御留意いただき、議員活動に励んでいただければというふうに思っております。

先月8日に宮崎県日向灘沖で巨大地震が発生し、南海トラフ関連の巨大地震注意報が発令されました。また、今回迷走を続けた台風10号は、九州をはじめとして各所に大きな爪痕を残しました。被害に遭われた皆様方に改めてお見舞いを申し上げます。

この台風に関連し、西濃地方でも線状降水帯が発生し、大垣市や池田町においては広範囲にわたり家屋の浸水被害等が発生しました。幸い我が町には

大きな影響はございませんでしたが、近年の気象を見ておりますと、こうした災害はいつでも発生し得る可能性があり、明日は我が身と改めて心に刻んだところでございます。

今年に入り、数々の災害等により、町民の方々にも大きな危機感を持ち、防災に対する事前準備や発災時の対応など、自身や家庭を守る意識の高まりに大いにつながった気がしております。町といたしましても、さらなる防災・減災体制の確立に向けまして取り組んでいくとともに、住民の生命・財産を守る使命を職員一同、しっかり日々の業務に当たっていきたいというふうに思っております。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、教育委員の任命同意、条例改正のほか、令和6年度一般会計・特別会計補正予算、令和5年度決算認定などの22議案でございます。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

---

議長 日程第3、議第38号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案説明を求めます。

農政課長 松岡政司君。

農政課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第38号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

議第38号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第5号につきまして御説明申し上げます。

専第5号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億6,286万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年7月17日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表は、単位全て1,000円でございます。上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額62億6,209万5,000円にそれぞれ77万2,000円を追加し、62億6,286万7,000円とするものでございます。

裏面の6ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額77万2,000円につきましては、今回の補正のため、基金から繰入れを行うものでございます。

続きまして、3の歳出でございます。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額77万2,000円。節区分、需用費は、ふれあいセンター保冷庫の修繕費でございます。安八町の特産品をふれあいセンターで製造しておりますが、保存用冷蔵庫の故障によりまして、特産品の生産に支障を来したため、早急な修繕が必要になったものでございます。

以上、専決処分につきまして、御審議の上、御承認いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案どおり承認しました。

---

議 長 日程第4、議第39号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町 長 それでは、議第39号について朗読、説明を申し上げます。

議第39号 教育委員の任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八町東結1251番地の17。氏名、棚橋剛。生年月日、昭和36年6月3日生まれ。

提案理由といたしましては、教育委員4名のうち、西山直広さんが令和6年9月30日をもって任期満了することに伴い、その後任としてお願いするものであります。

棚橋さんは、長年教員として勤められ、令和4年3月、校長職退職後は瑞穂市の教育支援センターで研修指導員として勤務されております。誠実な人柄で人格が高潔、教育行政に関し識見を有し、また広く教育の実情に通じ、理解も深く、委員として適任であるというふうに考えます。

以上、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認め、議第39号について採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案どおり同意することに

決定いたしました。

---

議 長 日程第5、議第40号 安八町指定金融機関の指定についてを議題とします。  
提案説明を求めます。

会計管理者 吉村等君。

会計管理者 議第40号を朗読させていただきます。

議第40号 安八町指定金融機関の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、次の金融機関を指定し、本町の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

記として、1. 指定金融機関名、株式会社十六銀行、令和7年4月1日から令和9年7月31日まで。西美濃農業協同組合、令和9年8月1日から令和11年7月31日まで。株式会社大垣共立銀行、令和11年8月1日から令和13年7月31日まで。

2として、1の順により、以降2か年間の交代とする。

こちらについては、現行指定金を2年ずつ4月に交代しておりますが、交代時期を8月に変更するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第40号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議 長 日程第6、議第41号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 それでは、議第41号につきまして御説明させていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

議第41号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の公布に伴い、国の基準と同様の内容に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

13ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

説明は、別冊の議案資料で説明させていただきます。

別冊、議案資料の1ページをお開きください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

左が改正前で、右が改正後でございます。

第29条の第2項においては、小規模保育事業A型における保育士の数を定めています。同項第3号の現行の3歳以上4歳に満たない児童おおむね「20人」につき1人とあるものを「15人」に1人に改め、同項第4号の現行4歳以上の児童おおむね「30人」に1人をおおむね「25人」に1人に改めます。

第31条の2項については小規模保育事業B型における保育士の数、第44条の第2項においては保育所型事業所内保育事業所における保育士の数、ペー

ジをめぐっていただき、2ページとなりますが、第47条の第2項においては事業所内保育事業における保育士の数を定めており、第29条と同様に、それぞれ第3号の改正前のアンダーライン部分「20人」を改正後は「15人」に、第4号の「30人」を「25人」に改めます。

議案書13ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行するとなります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第41号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第7、議第42号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の15ページをお願いいたします。

議第42号につきまして御説明申し上げます。

議第42号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等

の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）が令和6年7月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

安八町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年安八町条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文であります。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町福祉医療費助成に関する条例新旧対照表であります。

右列が改正後となります。

当該条例の第2条第1項中において、児童扶養手当法施行令で引用します第2条の4第7項及び同条第8項の規定が今回の同施行令の一部改正により、児童扶養手当の支給対象者、独り親などの養育者における所得制限、いわゆる所得限度額を引き上げる改正が行われました。

そこで、第2条第1項第3号アの改正は、今回の改正により、同施行令の第2条の4第5項の規定が削られたことにより、同条第6項の規定が同条第5項に繰り上げられました。

この改正を受けまして、同条第7項の規定が改正後第6項に、次の同条第8項の規定が改正後第7項にそれぞれ項番号が繰り上げられました。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

次の第2条第1項第4号アの改正は、先ほどの改正と同様に、同条第8項の規定が改正後第7項に項番号が繰り上げられました。

議案書の本文、17ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和6年11月1日から施行するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第42号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第8、議第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の19ページをお願いいたします。

議第43号につきまして御説明申し上げます。

議第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る審査を行う災害弔慰金等支給審査委員会に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、21ページをお願いいたします。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表（本則関係）でございます。

左の列が改正前、右の列が改正後となります。

新たに第5章、災害弔慰金等支給審査委員会を新設し、第16条を改め、第1項に災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給に係る審査のための基準についての審議並びに災害弔慰金等の支給に当たっての審査をするため、災害弔慰金等支給審査委員会を位置づけます。

第2項では、この委員会の組織及び運営に関し必要な事項を規則で定めることを規定します。

また、本第5章を加え、第16条を改正したことから、改正前の第5章を第6章とし、改正前の第16条を第17条に改め、以下の条を繰り下げるとともに、第17条中に条例番号を加えます。

同じく5ページ下段の表を御覧願います。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(附則第2項関係)でございます。

左の列が改正前、右の列が改正後となります。

今回の災害弔慰金の支給等に関する条例(本則)の一部改正に付随して、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も行います。

改正の内容につきましては、同条例、別表に、災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬額を町長が定める額と規定するものでございます。

議案書へお戻りいただきまして、21ページの中ほどを御覧願います。

附則でございます。

第1項では、施行期日として、この条例は公布の日から施行するものとし、22ページにわたりまして、第2項では、災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬額を定めるものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第43号は、会期内の総務産建常任委員

会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで決定いたしました。

---

議長 日程第9、議第44号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 梅村明広君。

生活環境課長 それでは、議第44号につきまして御説明申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

議第44号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明させていただきます。

議案資料7ページをお開きください。

安八町国民健康保険条例新旧対照表でございます。

左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

第5条第2項につきましては、令和6年度診療報酬改正に伴いまして、「診療報酬の算定方法」、在宅医療の項目でございますが、こちらにつきまして、死亡、また通院困難の方の規定が追加をされました。それによりまして、2項ずつ項が繰り下がりましたので、「項注4」を「項注6」に、また「項注9」を「項注11」にそれぞれ繰り下げるものでございます。

第21条につきましては、生活保護担当部局におきまして、急患等として医療機関を受診した被保険者に対しまして、生活保護の開始を職権で決定した後、資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに医療費を返還請求する事例が生じているため、保険料について徴収猶予できる規定を追加いたします。

第24条につきましては、国民健康保険法の改正に伴いまして、世帯主がしなければならない届出等の規定のうち、被保険者証が廃止されることから、関連する項目が削除されました。それに基づきまして、「第9項」を「第5項」に改めて、また同様に被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除いたします。

議案書25ページ、末尾に戻っていただきまして、附則のほうを御覧ください。

第1条では、この条例は令和6年12月2日から施行するものと定め、ただし、第5条第2項の改正規定につきましては公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用いたします。

第2条及び第3条は、経過措置を定めるものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第44号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第10、議第45号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 議案書27ページをお願いいたします。

議第45号につきまして御説明させていただきます。

議第45号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、当該施設の利便性の向上と利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例（令和3年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下、本文でございますので、内容につきまして別冊の議案資料9ページをお願いいたします。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例新旧対照表でございます。

右側が改正後、左側が改正前でございます。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例において、使用料に関しまして改正をするものでございます。

第10条第2項中、「第1」を「前」に改めさせていただきます。

別表中、コワーキングスペース、4時間までにつき使用料金500円を追加させていただきます。

議案書にお戻りいただきまして、29ページをお願いいたします。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和6年10月1日から施行する

ものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第45号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第11、議第46号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 議案書31ページをお願いいたします。

議第46号につきまして御説明させていただきます。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年安八町条例第13号）の一部を次のように改正をする。

内容につきましては、別冊の資料で御説明いたします。

議案資料11ページをお願いいたします。

安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表でございます。

右側が改正後、左側が改正前でございます。

第4条第1項第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

議案書にお戻りいただき、33ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第46号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第12、議第47号 負担付きの寄附の受納についてを議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 梅村明広君。

生活環境課長 それでは、議第47号につきまして御説明申し上げます。

議案書35ページをお開きください。

議第47号 負担付きの寄附の受納について。

次のとおり負担付きの寄附を受納することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 寄附の受納の目的。

寄附の対象の家屋が老朽空き家であるが、公共施設に隣接しており、今後の有効利活用ができるため。

2. 寄附の対象、所在地。

土地11筆、面積1,447.54平方メートル。

安八町大明神字宮前5番、地目、畑、面積82平方メートル。

安八町大明神字宮前7番1、地目、畑、面積204平方メートル。

安八町大明神字宮前7番3、地目、畑、面積46平方メートル。

安八町大明神字宮前9番1、地目、畑、面積19平方メートル。

安八町大明神字宮前9番3、地目、畑、面積9.91平方メートル。

安八町大明神字宮前13番1、地目、宅地、面積466.11平方メートル。

安八町大明神字宮前13番3、地目、畑、面積99平方メートル。

安八町大明神字宮前13番4、地目、畑、面積36平方メートル。

安八町大明神字宮前14番3、地目、畑、面積6.61平方メートル。

安八町大明神字宮前15番1、地目、畑、面積469平方メートル。

安八町大明神字宮前23番2、地目、宅地、面積9.91平方メートル。

家屋3棟、面積314.04平方メートル。

安八町大明神字宮前13番1、種類、居宅、面積246.28平方メートル。

安八町大明神字宮前13番1、種類、倉庫、面積46.28平方メートル。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

安八町大明神字宮前13番1、種類、ひさし、面積21.48平方メートル。

3. 寄附者、住所、安八郡安八町南今ヶ淵447番地の1、カーサプリマデ  
ーラA102号。氏名、奥田貴美子。

4. 寄附の条件、安八町は、寄附対象の家屋等の解体工事（登記測量業務を含む）を行うこと。

今回、寄附の申出があった土地・家屋は、37ページの位置図にも示しておりますが、名森小学校の東側に隣接をしております。家屋は空き家で老朽化が激しく、屋根の一部が落ちており、また樹木も覆い茂り大変危険な状況となっています。この寄附により、名森小学校周辺の環境が改善され、今後の有効な利活用ができるため、寄附の受納をお願いするものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第47号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第13、議第48号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の39ページをお願いいたします。

議第48号につきまして御説明申し上げます。

議第48号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,191万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億7,478万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。  
令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、41ページ、第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

41ページから裏面の42ページにかけましてが歳入、43ページが歳出でございます。

いずれも補正前の額62億6,286万7,000円にそれぞれ3億1,191万9,000円を追加し、65億7,478万6,000円とするものでございます。

裏面の44ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

上段が補正前、下段が補正後でございます。

臨時財政対策債の限度額を40万円増額して1,700万円とし、起債の総額を1億1,310万円とするもので、その他の項目に変更はありません。

45ページをお願いいたします。

2の歳入でございますが、特定財源につきましては歳出で御説明申し上げます。

最上段の款項目とも地方特例交付金、補正額121万3,000円、中段の款項目とも地方交付税、補正額813万9,000円につきましては、令和6年度分の交付額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

裏面の46ページ、下から2段目をお願いいたします。

款の財産収入、項の財産売払収入、目の不動産売払収入、補正額2億4,000万円。安八スマートインターチェンジ工業団地整備事業に伴い、区域内の導水路用地を町土地開発公社へ払い下げるため、土地売払収入の補正をお願いするものでございます。

続きまして、47ページの下から2段目、款項目とも繰越金、補正額93万6,000円、令和5年度分決算に伴い繰越額が確定したため、補正をお願いするものでございます。

裏面の48ページ、款項とも町債、目の臨時財政対策債、補正額40万円、令和6年度普通交付税算定に基づく発行可能額が確定したことにより、補正をお願いするものでございます。

続きまして、49ページ、3の歳出でございます。

総務課分について御説明申し上げます。

款の総務費、項、総務管理費、目の一般管理費、補正額1,831万5,000円。節区分、職員手当等の児童手当55万円は、児童手当の支給拡充に伴い、職員へ支給するための手当の不足分でございます。

節区分、委託料の業務委託126万5,000円のうち、当課に関する額は16万5,000円で、消防団入団訴訟の取下げなど一連の事件が終結したことから、弁護士費用、訴訟費用等の精算に伴う費用でございます。

この2点を合わせ、総務管理事務経費として71万5,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の情報管理費、補正額29万7,000円。節区分、委託料の業務委託29万7,000円は、先ほどの児童手当の支給拡充に伴い、職員へ児童手当を支給するための人事給与システムの改修が必要となりますので、補正をお願いするものでございます。

1行飛びまして、目の財政調整基金費、補正額2億700万9,000円。節区分、積立金2億700万9,000円は、安八スマートインターチェンジ周辺の土地売払収入を含め、今回の補正と合わせ、財源調整のため積み立てるものでございます。

議長 生活環境課長 梅村明広君。

生活環境課長 続きまして、生活環境課分でございます。

引き続き、議案書49ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額1,831万5,000円のうち、生活環境課分として空き家対策推進事業に係る補正として1,760万円でございます。

節区分、委託料の業務委託のうち、寄附の受納に係る大明神地内の土地家屋の登記測量業務委託料の110万円と、節区分、工事請負費の家屋取壊し工事費1,650万円でございます。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、福祉課保健センター分の補正予算を御説明させていただきます。

議案書、戻っていただきまして、47ページの最下段をお願いいたします。

款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の3,519万7,000円であります。

このうち、安八郡広域連合より令和5年度分の介護給付費の精算確定により、過年度精算金として664万6,000円を、次に岐阜県後期高齢者医療広域連合より令和5年度分の療養給付費等の精算確定により、過年度精算金として780万1,000円をそれぞれ受け入れるものであります。

1枚はねていただきまして、49ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、増額の1,861万1,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金1,861万1,000円は、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

今回、当初予算で計上しておりました低所得世帯価格高騰臨時対策支援事業の補正で2つの事業がございます。

1つ目は、新たに非課税となる世帯に対する低所得者支援給付金10万円の支給対象世帯を当初20世帯と見込んでおりましたが、170世帯で、150世帯の増によるもので1,511万1,000円。

2つ目は、定額減税し切れないと見込まれる方に対する調整給付金1万円から4万円の支給の支給対象額の増によるもので、350万円をそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

よって、支給対象世帯の増により事務費が増となり、節区分、需用費の印刷製本費1万5,000円は、発送用封筒や申請書の印刷代であります。

次の役務費、通信運搬費3万8,000円は申請書の郵送料、次の手数料5万8,000円は金融機関への振込手数料であります。

次の負担金、補助及び交付金の交付金1,850万円のうち、新たに非課税等となる世帯に対する給付金1,500万円を、もう一つは、定額減税し切れないと見込まれる方に対する調整給付金350万円をそれぞれ計上しております。

1枚はねていただきまして、50ページをお願いいたします。

目、介護保険費、補正額、増額の17万1,000円であります。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金17万1,000円が、安八郡広域連合における令和5年度低所得者保険料軽減補助金の精算確定により、追加負担金をお願いするものであります。

続きまして、51ページ最上段をお願いいたします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の2,260万1,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源でその他の諸収入2,075万円は、厚生労働省が設置するワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体からの助成で、接種1回当たり8,300円の助成を受け、2,500人分の助成金であります。

節区分、需用費の印刷製本費16万2,000円は、ワクチン接種の予診票や発送用封筒の印刷代であります。

次に、役務費の通信運搬費、減額の11万7,000円は、ワクチン接種対象者数の確定による予診票郵送料の減額であります。次の手数料、減額の2万6,000円は、国保連への個別接種事務手数料を減額するものであります。これまでの特例臨時接種から予防接種法上の定期接種となり、接種費用が直接医療機関から町へ請求されるようになります。

次に、委託料の業務委託2,258万2,000円には2つの業務委託があります。

1つ目は、ワクチン接種料2,250万円です。当初予算におきまして、国が示す標準接種費用を基に予算計上しておりましたが、ワクチン確保に係る費用の増額により、接種総額が当初の7,000円から1万5,300円へ増額となりました。このため、接種総額の1万5,300円の激変緩和措置といたしまして、先ほど御説明いたしました基金管理団体より、接種1回当たり8,300円の助成金を受け入れ、残り7,000円のうち、接種を受けた住民の方に一部自己負担金を医療機関の窓口で御負担していただきます。残りの分を町が負担し、その費用を計上させていただきました。

2つ目は、ワクチン接種に係るシステム改修費の8万2,000円であります。

議長 こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 続いて、こども家庭課分でございます。

50ページにお戻りください。

議案書50ページの中段からお願いいたします。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の176万6,000円。今年10月からの児童手当額の拡充に伴うシステム改修に係る経費の補正をお願いするものでございます。

財源内訳の特定財源、国庫支出金、子ども・子育て支援事業補助金の児童

手当制度改正実施円滑化事業分として全額補助となります。この事業に係る経費として、節区分の職員手当等3万円は時間外勤務手当、需用費の25万円は消耗品費や印刷製本費、役務費10万円は切手代等の通信運搬費、委託料の業務委託138万6,000円はシステム改修費として計上しております。

続きまして、目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の4万円。一般の方より特定寄附金がありましたので、需用費、消耗品費4万円の補正をお願いするものでございます。なお、知育玩具の購入を考えております。

こども家庭課分は以上となります。

議長 まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 続きまして、まちづくり推進課分でございます。

49ページへ戻っていただきまして、中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の16万5,000円でございます。

役務費の手数料16万5,000円、企業版ふるさと納税支援サービスに係る手数料でございます。事業名はふるさと寄附金事業、これは企業版ふるさと納税寄附金に対する手数料を計上しているものでございます。

続きまして、目の企業版ふるさと納税基金費、補正額、増額の100万円でございます。

財源内訳といたしましては、特定財源でその他の寄附金100万円、企業版ふるさと納税でございます。この企業版ふるさと納税寄附金は、安八町を応援していただいた法人1社から寄附金があり、企業版ふるさと納税基金に積立てを行うものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、51ページの最下段をお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、増額の881万6,000円。節区分の委託料の設計委託、増額の150万円。節区分、工事請負費、増額の600万円。

1枚はねていただきまして、52ページの最上段、節区分の公有財産購入費、増額の131万6,000円、道路維持経費といたしまして、東結入方地内と森部下河原地内の道路拡幅工事に伴う補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の道路新設改良費、補正額、増額の2,650万円。節区分の

委託料、設計委託、増額の580万円と、節区分、工事請負費、増額の1,500万円、節区分の公有財産購入費、増額の570万円。道路新設改良事業として、北今ヶ淵宮西地内と西結中組地内の道路改良工事に伴う補正をお願いするものでございます。

続きまして、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額、増額の23万7,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国県支出金のうち国庫支出金、増額の11万8,000円は木造住宅耐震診断補助金でございまして。県支出金、増額の5万9,000円は、同じく木造住宅耐震診断補助金でございまして。

節区分、委託料の業務委託23万7,000円、都市計画事務経費でございまして。耐震診断の件数が当初の見込みを上回るため、補正をお願いするものでございまして。

議長 農政課長 松岡政司君。

農政課長 続きまして、農政課分でございまして。

議案書のほうは、51ページ中段へお戻りください。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額31万9,000円。特定財源の県支出金は、岐阜県スマート農業技術導入支援事業補助金でございまして。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金31万9,000円は、自動操舵システムの導入に係る県補助金の内容があったため、補正をお願いするものでございまして。

続きまして、目、農地費、補正額350万円。特定財源の県支出金360万円は、岐阜県農業農村整備事業補助金でございまして。

節区分、工事請負費、増額の350万円は、県補助金の内示額に合わせて、県単土地改良事業の増額、そして町単土地改良事業から県単土地改良事業へ組み替えるための減額をお願いするものでございまして。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育委員会分でございまして。

議案書は、52ページの下段をお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の257万2,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金40万7,000円は、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金でございまして。県支出金52万1,000円は、ふるさと

魅力体験事業委託金でございます。その他の繰入金、減額の40万7,000円は、ふるさと基金繰入金でございます。

説明欄の小学校施設管理経費205万円増額でございます。これは小学校の施設に係る管理経費で、内容といたしましては53ページの節区分の工事請負費205万円で、名森小学校及び結小学校の施設等に係る修繕工事でございます。

次に、小学校情報教育推進事業、こちらには補正額はございません。これは児童一人一人のパソコンの保守費用に対して国庫補助金がついたため、国庫支出金を増額補正し、その分、ふるさと基金繰入金を減額するという財源内訳の変更を行うものでございます。

次に、ふるさと魅力体験事業52万2,000円でございます。これは、小・中学生が県の施設を見学し、ふるさとの魅力を体験する事業でございます。

節区分の需用費、消耗品費2万7,000円は、画用紙等の購入費用でございます。

役務費の損害保険料1万1,000円は、研修の際の保険料でございます。

53ページの使用料及び賃借料48万4,000円は、送迎バスの賃借料でございます。

続きまして、53ページの下段をお願いします。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額に増減はございません。

財源内訳の特定財源、国庫支出金14万7,000円は、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金でございます。その他の繰入金、減額の14万7,000円は、ふるさと基金繰入金でございます。

中学校情報教育推進事業、これは生徒1人1台のパソコンの保守費用に対して国庫補助金がついたため、国庫支出金を増額補正し、その分、ふるさと基金繰入金を減額する財源内訳の変更を行うものでございます。

以上で、議第48号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第48号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

ここで暫時休憩させていただきます。再開は25分からでよろしく願いいたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時25分 再開)

議長 それでは、再開いたします。

---

議長 日程第14、議第49号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 梅村明広君。

生活環境課長 それでは、議第49号につきまして御説明申し上げます。

議案書55ページをお願いいたします。

議第49号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,858万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、57ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出でございます。

歳入歳出ともに合計として補正前の額14億2,862万8,000円、補正額996万円、計14億3,858万8,000円でございます。

1枚はねていただきまして、裏面、58ページをお願いいたします。

歳入歳出の内訳です。

歳入内訳の上段の表からお願いをいたします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の1,787万2,000円。節区分、国保基金繰入金、補正額、減額の1,787万2,000円。続きまして、中段の表でございます。

款項目ともに繰越金、補正額2,783万2,000円。節区分、繰越金、補正額2,783万2,000円。令和5年度決算による繰越金の確定及び繰越金により基金繰入金の減額をお願いするものでございます。

下段の表は、歳出内訳でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額996万円。節区分、償還金、利子及び割引料、補正額996万円。こちらは、令和5年度保険給付費等の確定による県への普通交付金の返還金でございます。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第49号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第15、議第50号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の59ページをお願いいたします。

議案第50号につきまして御説明申し上げます。

議第50号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ536万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,136万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円であります。

61ページの上段の表が歳入、下段の表が歳出であります。

いずれも補正前の額2億5,600万円から536万8,000円を増額し、2億6,136万8,000円とするものであります。

1枚はねていただきまして、62ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入、3の歳出の内訳であります。単位は1,000円であります。

2の歳入内訳、上段の表からお願いいたします。

款項目とも繰越金、補正額、増額の536万8,000円は、節区分、繰越金は令和5年度分の決算額の確定により補正するものであります。

次に、3の歳出内訳、中段の表をお願いいたします。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、増額の537万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金は、令和5年度決算の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、下段の表をお願いいたします。

款項目とも予備費、減額の2,000円は、今回の補正に伴う端数整理を行うものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第50号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第16、議第51号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 議案書63ページをお願いいたします。

議第51号につきまして御説明させていただきます。

議第51号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）第2条、令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

項目(4)主要な建設改良事業、ロ、処理場耐震診断、補正前4,110万円、補正後4,060万円。

（収益的収入及び支出の補正）第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1枚はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

収入、第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益、補正予定額、減額の100万円。

続きまして、支出、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用、補正予定額、減額の200万円。

(資本的収入及び支出の補正) 第4条、予算第4条本文括弧中「不足する額は、引継金1億2,180万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,523万7,000円で補填する。」を「不足する額は、引継金1億8,784万4,000円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

65ページをお願いいたします。

収入、第1款、資本的収入、第3項、国庫補助金、補正予定額、減額の130万円。

続きまして、支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、補正予定額、減額の50万円。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、67ページから70ページにつきましては、下水道事業会計予算実施計画でございます。以下の資料、単位は1,000円でございます。

先ほど御説明申し上げました本文第3条及び第4条に係る計画書でございます。

67ページは収益的収入100万円を減額し、68ページでは収益的支出200万円を減額するものでございます。

また、69ページは資本的収入130万円を減額し、70ページでは資本的支出50万円を減額するものでございます。

続きまして、71ページから74ページは、下水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

71ページをお願いいたします。

款、下水道事業収益、項、営業外収益、目、国庫補助金、今回補正額、減額の100万円。節区分、国庫補助金は、国庫補助対象事業費の減額に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、72ページをお願いいたします。

款、下水道事業費用、項、営業費用、目、総係費、今回補正額、減額の200万円。節区分、委託料は、雨水浸水想定区域図作成業務の契約金額の確

定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

73ページをお願いします。

款、資本的収入、項、国庫補助金、目、国庫補助金、今回補正額、減額の130万円。節区分、国庫補助金は、国庫補助金の内示額の減額に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、74ページをお願いいたします。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、処理場費、今回補正額、減額の50万円。節区分、委託料は、処理場耐震診断実施設計委託契約金額の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第51号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第17、議第52号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 議案書の75ページをお願いいたします。

議第52号につきまして御説明させていただきます。

議第52号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、77ページをお願いいたします。

認定する路線は、整理番号1、路線名、中筋26号線の南今ヶ淵字中筋468番1地先から南今ヶ淵字中筋468番5地先の延長34.9メートル。

整理番号2、路線名、中筋27号線の南今ヶ淵字中筋459番1地先から南今ヶ淵字中筋459番5地先の延長34.9メートルでございます。

これら2路線につきましては、民間の住宅開発に伴う分譲宅地内の路線でございます。

1枚はねていただきまして、78ページには、新規路線網図で今回認定する路線を赤線で示させていただいております。

以上、議第52号につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第52号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

ここで、ちょっと時間中途半端になりますけれども、お昼休みの暫時休憩ということにさせていただきたいと思っております。再開は1時15分をお願いしたいと思います。15分になったら、この議場にお集まりください。それではよろしく申し上げます。

(午前11時43分 休憩)

(午後1時15分 再開)

議長 それでは、再開いたします。

---

議長 お諮りします。

日程第18、認定第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第2号 令和5年度安八郡安八町国民健康保

険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第3号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第4号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第5号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第6号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第24、認定第7号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第18、認定第1号から日程第24、認定第7号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

それでは、一般会計歳入歳出決算の認定についてより順次説明を求めます。  
会計管理者 吉村等君。

会計管理者 議案書の79ページをお願いいたします。

ただいま上程されました7つの認定議案につきまして御説明申し上げます。

認定第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、81ページをお願いいたします。

認定第2号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、83ページをお願いします。

認定第3号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、85ページをお願いします。

認定第4号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、87ページをお願いいたします。

認定第5号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、89ページをお願いします。

認定第6号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

令和5年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

91ページをお願いします。

認定第7号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和6年9月3日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の表紙の薄い黄色の令和5年度決算附属書類のほうで御説明申し上げます。薄い黄色の表紙の令和5年度決算附属書類の御準備をお願いいたします。

表紙を2枚はねていただきまして、2ページからお願いいたします。

2ページ、令和5年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計、歳入総額74億3,992万4,154円、歳出総額69億5,270万9,456円、差引額4億8,721万4,698円でございます。差引額のうち、繰越明許費として4,127万8,000円。また、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億7,000万円でございます。

その下、国民健康保険特別会計、歳入総額13億9,498万8,969円、歳出総額13億6,615万6,773円、差引額2,883万2,196円です。

後期高齢者医療特別会計、歳入総額2億2,822万9,328円、歳出総額2億2,285万9,728円、差引額536万9,600円。

児童発達支援事業特別会計、歳入総額1,954万7,734円、歳出総額1,954万3,356円、差引額4,378円。

土地取得特別会計、歳入総額1億260万円、歳出総額1億193万1,000円、差引額66万9,000円。

水道事業会計、歳入総額2億270万8,221円、歳出総額、減価償却費を含めまして3億4,918万8,432円、差引額はマイナスの1億4,648万211円です。

公共下水道事業特別会計、歳入総額9億6,014万1,785円、歳出総額7億4,891万1,119円、差引額2億1,123万666円です。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

令和5年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

次ページ、6、7ページからは各施策の一覧表でございます。この主要な施策の成果に関する説明につきましては、決算内容と関連がございますので、各委員会のほうで御説明申し上げます。

少しページ飛びますけれども、64ページをお願いいたします。

64ページは、財産に関する調書でございます。

1の公有財産の土地及び建物でございますが、区分として、庁舎から普通財産まで、土地では決算年度中に増減としまして、ゴルフ場土地購入5,106

平米の増でございます。決算年度末の土地の現在高としましては、24万9,957平方メートルでございます。

続いて、右の建物でございますが、木造においては年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高として4,339平方メートル。非木造につきましては、役場庁舎の望楼の取壊しによりましてマイナス19平方メートル、また給食センター検品室の増築10平方メートルにより、全体ではマイナス9平方メートルとなりまして、非木造の決算年度末現在高は5万3,741平米となりました。

続いて、左側の下の表(2)有価証券でございます。

長良川株式会社株券から株式会社岐阜放送株券まで、決算年度中の増減としまして、長良川株式会社破産によりまして、破産管財人の整理によりゼロとなりました。決算年度末の現在高としましては、合計として379万5,000円でございます。

続いて、右ページ中段の3. 物権でございます。

区分の地上権は、決算年度中の増減はございませんでした。決算年度末の現在高としましては4万8,965平方メートルでございます。

下の表、4. 出資による権利でございますが、安八町土地開発公社基金出資金から岐阜県市町村行政情報センター出捐金まで、5銘柄とも決算年度中の増減はございませんでした。決算年度末の現在高としましては、969万6,000円でございます。

最下段、5. 長良川河川敷ゴルフ場を構成する芝生及び動産類等のゴルフ場として利用できる財産として5,790万2,605円となります。

はねていただきまして、66ページをお願いいたします。

物品でございます。

区分の軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車まで、公用車は12区分でございます。決算年度中、軽貨物自動車1台、小型乗用車1台の減、じんかい車は1台の増となっておりますが、こちらはリース期間満了によりまして、町の名義になって増となったものです。

消防車は、1分団1部の車両更新、コミュニティバスも2台の増となっておりますが、こちらもリース期間満了によりまして、名義が町となったものでございます。合計1台の増でございます。

決算年度末現在高としましては、33台でございます。

3. 未収金でございます。

破産管財人弁護士との協議に基づく裁判所の和解許可書により、有益費相当分の価値を取得したことにより未収金になったゴルフ場賃借料及び利息は全額減となりました。

右の67ページ、基金でございます。

5年度中に増減のあったものについて御説明させていただきます。なお、出納整理期間中の令和6年4月及び5月に積み立て、取り崩したものについては令和6年度の決算書に反映することとなりますので、該当するものは欄外に記載しております。

区分の財政調整基金です。決算年度中増減高としまして5,956万7,000円の増。

減債基金につきましては、決算年度中1,000円の増。

地域福祉基金につきましては1,000円の増。

1つ飛んで、ふるさと基金につきましては8,079万5,497円の増。

企業版ふるさと納税基金は3,270万円の増。

森林環境譲与税基金につきましては111万6,000円の増。

公共下水道事業整備基金につきましては100万円の減。

国民健康保険基金につきましては1,532万4,297円の減。

合計として、決算年度中の増減としましては1億5,785万6,200円の増。

決算年度末現在高は13億1,159万6,175円でございます。

68ページをお願いいたします。

令和4年度・5年度の款別決算額比較表の歳入でございます。

各款の上段が4年度、下段が5年度です。

款の町税から、1枚はねていただきました70ページの町債まで、70ページ最下段の歳入合計でございますが、収入済額、5年度74億3,992万4,154円。前年度より2,474万1,187円の増でございます。不納欠損額は455万4,258円、未収入額が7,183万3,996円でございます。

72ページをお願いいたします。

こちらは、歳出の4年度と5年度の比較表でございます。

こちら、最下段の歳出合計としまして、支出済額69億5,270万9,456円、

前年より4,962万4,240円の増でございます。

74ページをお願いいたします。

町税決算額の推移の関係でございます。

区分の最上段、款の町税でございます。町税全体で、5年度の前年比増減額は3,469万8,073円の減、前年比増減割合は98.4%でございます。

右側の75ページ、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございます。

こちらは、消費税が5%から8%に平成26年に引き上げられましたが、その際に、引上げ分のうち地方消費税の収入につきましては、社会保障経費4経費として、年金、医療、介護、少子化政策の経費、またその他の社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策の経費に充てるとされております。

表の右から2列目、少し文字が小さいところでございますが、一般財源のうち、引上げ分の地方消費税の列でございます。この列がその関係を表示している項目でございます。左側の事業名、下のほうの保健衛生に係る福祉医療事業から成人保健事業のほうに消費税の引上げ分を充当していることを示した表でございます。

はねていただきまして、76ページをお願いいたします。

ここからは、令和5年度一般会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。まず歳入でございます。

特定財源につきましては、会期中の各委員会で御説明させていただきますので、一般財源の主なものを御説明させていただきます。

款の町税です。

項の町民税からたばこ税までの収入済額が21億3,657万4,448円。このうち不納欠損額としましては、個人町民税が159万4,000円、固定資産税が282万1,000円、軽自動車税が13万9,000円、不納欠損処分いたしました。

続きまして、款の地方譲与税です。

節の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、合わせてまして収入済額は8,916万円でございます。

右側の77ページ、款節とも利子割交付金、収入済額は66万2,000円。

以下、配当割交付金が1,283万6,000円。

株式等譲渡所得割交付金が1,437万3,000円。

法人事業税交付金が2,571万円。

ゴルフ場利用税交付金は383万3,526円。

地方消費税交付金は3億4,626万4,000円。内訳としまして、地方消費税交付金が1億4,759万3,000円、また先ほど75ページで御説明しました社会保障財源交付金が1億9,867万1,000円でございます。

環境性能割交付金が1,185万1,077円。

地方特例交付金が2,003万7,000円。内訳としまして、個人住民税減収補てん特例交付金が1,418万円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は585万7,000円、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けました中小事業者に対する固定資産税の軽減について、減収分の交付を受けるものでございます。

最下段の地方交付税16億2,267万1,000円。内訳としまして、普通交付税が15億3,324万5,000円、特別交付税が8,942万6,000円でございます。

はねていただきまして、78ページをお願いします。

款節とも交通安全対策特別交付金、収入済額127万9,000円でございます。

以下、款の分担金及び負担金から84ページの中段まで特定財源でございますので、各委員会での御説明とさせていただきます。

84ページの中段をお願いいたします。

17の財産収入でございます。節の利子及び配当金25万5,030円、財政調整基金の預金利息、東海旅客鉄道ほかの配当金等でございます。

節の土地貸付収入、収入済額665万7,712円、町有土地の賃貸料でございます。

節の土地売払収入、収入済額1,602万2,145円、こちらは法人4社、個人1件への売払いでございます。

款の寄附金、節の一般寄附金、収入済額33万3,000円、法人2社から、また個人3人からの寄附金でございます。

右側、85ページ、款の繰入金、節の財政調整基金繰入金、収入済額3億5,821万4,000円。

款節とも繰越金、収入済額1億7,527万1,751円、令和4年度からの純繰越金でございます。

節の繰越明許繰越金、収入済額7,682万6,000円。

款の諸収入、節の延滞金、収入済額221万3,454円は、町税に対する延滞金でございます。

はねていただきまして、86ページをお願いいたします。

こちらは、節の雑入、収入済額1億5,320万6,162円。このうち一般財源としましては、主なものは最上段、総務課分の職員駐車場協力金323万円でございます。

右側87ページ、款の町債、節の臨時財政対策債、収入済額365万円。財務省から借り入れたものでございます。

次の88ページから112ページまでが歳出の概要でございますが、各委員会で御説明させていただきますので、114ページまで飛んでいただきますようお願いいたします。

114ページは、一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。単位は1,000円でございます。

下から4段目の合計とその下の前年度合計を比較しまして、大きく増減のあったものを御説明させていただきます。

ページ左側の項目2つ目、物件費でございます。前年比で1億3,178万5,000円の減でございます。こちらは、令和4年度には防災アプリやコンビニ交付の導入事業が重なり、減少したものでございます。

左から6つ目、普通建設事業費、前年比は1億9,169万1,000円の増でございます。こちらは、土木費の道路改良工事は減少しておりますが、庁舎の耐震工事や防災行政無線デジタル化整備などで増加しております。

右側のページ、左から3つ目の積立金でございますが、財政調整基金や企業版ふるさと基金による増でございます。

はねていただきまして、116ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。こちらも単位は1,000円でございます。

区分1の一般公共事業債から9の財源対策債まで、それぞれの目的に合わせて借入れを行っております。

最下段の合計でございますが、決算年度中発行高としましては7億2,020万円、決算年度中の元利償還高は、元金の償還額として6億3,908万4,000円、利息の償還額は合計で1,706万7,000円ございました。

一番右の決算年度末現在高でございますが、59億7,671万円。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の御説明をさせていただきます。

2枚はねていただきまして、黄色のページの120ページをお願いいたします。

特別会計におきましては、金額の大きなものについてのみ御説明させていただきます。

令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

120ページは歳入でございます。保険料として現年度分2億5,965万3,000円、滞納繰越分として718万9,000円。

県支出金は9億7,881万9,000円。

繰入金につきましては、一般会計と国保基金から1億3,471万円、歳入合計は13億9,498万9,000円でございます。

続きまして、右側のページでございます。

歳出でございます。

2つ目の保険給付費、療養諸費で8億1,851万5,000円、その下、高額療養費としまして1億1,981万3,000円。

国民健康保険事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と合わせまして3億7,036万円。

歳出合計は13億6,615万7,000円でございます。

欄外の歳入歳出差引額として2,883万2,000円。

はねていただきまして、122ページをお願いいたします。

国民健康保険に係る諸計数の関係でございます。

3段目の表の保険料の状況でございます。

一般被保険者の現年度分、5年度の調定額は2億7,575万3,100円に對しまして、収入済額2億5,965万3,009円、収納率は94.2%でございました。

その下の滞納繰越分ですが、今年度収入済額は717万6,617円、収納率は18.2%です。また、一般被保険者につきましては553万5,430円の不納欠損処分をいたしております。

右側のページの退職被保険者の保険料の状況でございますが、現年度分につきましては、収入はございません。

滞納繰越分で、今年度収入済額1万2,308円で、収納率は4.2%でございました。

以上が国民健康保険特別会計の関係でございます。

2枚はねていただきまして、紫色の126ページをお願いいたします。

令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

上段の表は歳入でございまして、保険料は、現年度分1億5,462万3,000円、滞納繰越分153万1,000円。また、繰入金5,567万3,000円は、事務費、保険基盤安定、保健事業費繰入金を一般会計から繰り入れました。

歳入合計としましては2億2,822万9,000円でございます。

下段は歳出でございます。

2つ目の後期高齢者医療広域連合納付金2億842万6,000円、保健事業費等と合わせまして歳出合計は2億2,286万円。歳入歳出差引額は欄外の536万9,000円です。

右側は諸計数でございまして、表の3つ目、保険料の状況でございますが、5年度の収入済額1億5,462万3,100円、収納率は99.2%。

滞納繰越分では、5年度収入済額153万1,400円、収納率60.9%でございます。不納欠損として2万4,700円を処理しております。

以上が後期高齢者医療特別会計の関係でございます。

2枚はねていただきまして、130ページ、オレンジ色のほうのページをお願いいたします。

令和5年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

上段の歳入で、障害児給付費1,908万4,000円。児童発達支援費として、国からの補助金を国保連合会を通じて受け入れました。

分担金及び負担金、繰入金等で、歳入合計としましては1,954万7,000円です。

下段の歳出でございますが、総務費、一般管理費、人件費で1,842万1,000円、事業費と合わせて、歳出合計としましては1,954万3,000円。

歳入歳出差引額は4,000円でございます。

その下ですが、事業所でありますあすなろの園の状況でございます。

一番下の利用状況でございますが、5年度末におきまして30の方が登録、利用されておられまして、1日の平均の利用者数は7.4人となっております。以上が児童発達支援事業特別会計でございます。

132ページをお願いいたします。

土地取得特別会計でございます。

次期最終処分場用地を取得するための特別会計で、上段の歳入では一般会計繰入金80万円、町債で公共用地先行取得事業債1億180万円、歳入合計としましては1億260万円でございます。

下段の歳出、土地取得事業費として、16名の方から8,489平米を購入いたしました。歳出合計は1億193万1,000円でございます。

差引額としましては、66万9,000円でございます。

一番下の表の地方債の状況でございますが、公共用地先行取得等事業債として決算年度中に1億180万円を発行しました。

決算年度末現在高は、同額の1億180万円でございます。

以上が土地取得特別会計でございます。

1枚はねていただきまして、134ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業会計決算説明書（概要）でございます。

表は、左から収益、費用、残高の3つに分けてあります。単位は円でございます。

一番左の収益（未収金を含む）欄でございますが、水道事業収益は、営業収益の給水収益1億8,159万8,504円から営業外収益の長期前受金戻入1,366万5,279円までの合計としまして2億270万8,221円。

中央のほうは費用でございます。

水道事業費用の営業費用の原水及び浄水費2,632万8,014円から営業外費用の消費税845万1,100円、合計としまして2億174万9,097円、事業収支としましては、残高は右側、95万9,124円でございます。

表の下半分は、資本の関係でございます。

左の資本的収入でございますが、収入はゼロでございます。

表の中央、資本的支出でございます。建設改良費4,015万7,700円、企業債償還金1億728万1,635円、合計として1億4,743万9,335円でございます。

右の残高では、上段の事業収支とこの資本的収支を合わせまして、合計と

して1億4,648万211円の損失等となるものでございます。

下段の表は、企業債の状況でございます。こちらは単位1,000円でございます。

決算年度中の債券の発行はございませんでしたが、償還額といたしまして元金1億728万2,000円、決算年度末現在高は17億6,289万7,000円でございます。

以上が水道事業会計の関係でございます。

1枚はねていただきまして、緑色の136ページをお願いいたします。

令和5年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

左側、歳入でございます。

分担金及び負担金、受益者負担金で2,088万4,000円。

使用料及び手数料の使用料として2億6,116万1,000円、不納欠損額としまして77万8,000円を処理しております。

国庫支出金の国庫補助金570万円。

繰入金は一般会計から3億7,000万円と下水道の基金から100万円を繰り入れております。

歳入合計としましては9億6,014万2,000円でございます。

右側は歳出でございます。

公共下水道建設費としまして7,133万8,000円。

浄化センター管理費として1億1,673万8,000円。

公債費として、元金、利子合わせて5億6,083万5,000円。

歳出合計は7億4,891万1,000円ございました。

この公共下水道事業特別会計は、令和6年4月1日から公営企業会計へ移行しましたので、3月31日時点の決算でございます。

歳入歳出差引額は2億1,123万1,000円でございます。

下の表は、地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高は2億9,800万円、決算年度中の元金の償還額5億421万8,000円、決算年度末の地方債現在高は43億4,630万9,000円でございます。

この地方債の状況も、公営企業会計へ移行になりまして、3月31日における状況でございます。

以上、簡単でございますが、令和5年度の決算説明とさせていただきます。  
御審議賜りますようお願いいたします。

議長 それでは、監査報告を求めます。

監査委員 岩田讓治君。

9 番 監査報告を行います。

令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、それから令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算、令和5年度安八郡安八町水道事業会計決算、令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月26日、27日の両日にわたりまして、鈴木監査委員さんと私で監査をいたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、3つの観点から監査をいたしました。

1つ目は、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、適切・効率的に執行されているか。2つ目は、決算の計数は正確であるか。3つ目といたしまして、財産の取得管理及び処分は適切に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の結果を踏まえ、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては、第五次総合計画並びにその実施計画に基づき、適切かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産についても適正に管理されてきました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定のとおり、确实かつ適正に運用、管理されており、歳入金並びに歳出金の取扱いにおいても、町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めました。

本審査を終えまして、以下のことを要望いたします。

1つ目は、今は安八町の将来にとって大変重要な時期となっています。スマートインターチェンジ周辺の開発も始まり、多額の費用がかかってきます。地方債の残高も100億円余りとなっており、決して裕福とは言えない財政状況でございます。事業の推進は、慎重かつ大胆に行ってください。地に足をつけて、着実に事業を推進していくようお願いをいたします。

2つ目は、町民の皆さんにとって本当に必要なことを常に考え、業務に当たってください。昭和から平成、令和へと時代は変わっています。古くからの習慣を見直し、町民の幸せのために、時代に合った必要な行政サービスを取捨選択しながら実施していただくようお願いいたします。

安八町の将来のため、公務員の本質を忘れず、一丸となって事業を推進するようお願いをいたします。

また、令和5年度財政健全化判断比率を含め財政関係指標につきましても審査をいたしました。

いずれも現状では健全な範囲にありますが、弾力性のある財政とは言い難いものです。引き続き、財政規律の向上に努めていただきたいと思います。健全化に向けて、より一層の改善を進めていただくことを要望いたします。

以上で、監査委員報告を終わらせていただきます。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までは、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までは会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

お諮りします。

各常任委員会での審査のため、9月4日から9月12日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月4日から9月12日までの9日間を休会することに決定しました。

以上で本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

(散会時間 午後2時00分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月3日

議 長            大 平 文 雄

議 員            渡 邊 裕 光

議 員            石 原 英 一

令和6年9月13日（第2日）

議 事 日 程 (令和6年9月13日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議 第 40 号 安八町指定金融機関の指定について
- 日程第6 議 第 41 号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第 42 号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第 43 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議 第 44 号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議 第 45 号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議 第 46 号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議 第 47 号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第13 議 第 48 号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議 第 49 号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議 第 50 号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議 第 51 号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議 第 52 号 町道路線の認定について
- 日程第18 認定第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算の認定について

- 日程第20 認定第3号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄

○出席議員（10名）

1番 栗原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美恵子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田立	副町長	岡田武史
教育長	青山桂子	会計管理者	吉村等
総務課長	河合一	税務課長	堀迫秀紀
生活環境課長	梅村明広	福祉課長兼 安八温泉所長	山田靖
こども家庭課長	田中弓	まちづくり推進課長	大平共美
農政課長	松岡政司	教育課長兼 ハートピア安八館長	坂和由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 渡邊茂且 書記 宇佐見かおる

書 記 川 添 順 子

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和6年第3回安八町議会定例会を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、9番 岩田譲治君、10番 山中美恵子さんに指名します。よろしくお願いいたします。

---

議長 それでは、日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

質問の発言される方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、9番 岩田譲治君。

9番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、家を建てる場所によって上下水道整備の個人負担の差に疑問と題し、質問をさせていただきます。

上下水道は、町民の暮らしを支える大切なインフラ設備であり、水道水の安定供給と公衆衛生の向上を図る云々ということで、第六次総合計画の中でその重要性が示されております。

しかし、土地を手に入れ家を建てようとするとき、上下水道の引込み工事の個人負担が、その工事、場所によって差があり、疑問を感じております。特に上水道は下水道より個人負担が大きく、検討課題だと思います。

参考資料を御覧ください。

A4の資料1でございます。A4の横版の資料でございますが、資料1は市街化区域と調整区域の上下水道を引き込むときの個人負担の現状を文章にしたものでございます。2と3と4、地図が出ておりますけれども、これを

具体的な例を挙げ、図にしたものですが、資料2と3は、引込み距離が長い  
か、短いだけの違いと、資料1の左上、市街化の上水道、水道です。左上  
のただし書にあるように水道管の材料費は個人負担ということで、下水道と  
はちょっと違うということでございます。

特に資料4、最後の裏のページでございますけれども、引込み距離が100  
メートル以上の場合、調整区域ですけれども、全額その工事費が個人負担と  
いうことで大変高い金額になっております。工事費がおおよそ1メートルの土  
を掘って、パイプを入れて埋め戻しをし、そして舗装しよういたしますと約1  
メートルで2万円ほどかかり、100メートル以上ですから200万円以上の個人  
負担がかかるということでございます。

今説明いたしましたように、下水道が来ていないところで家を建てようと  
しますと、上水道を引くものとする高額な自費工事費を要し、井戸を掘っ  
たほうが費用が安いという場合も考えられます。いろんな場所でいろんな場  
合が想定されますが、町からの材料支給、井戸掘り費用の一部助成、引込み  
費用の一部助成など何らかの対策が望まれます。生活に直結する事業です。  
命を守る重要なもの、細かなサービスが求められますが、まちづくり推進課  
長の御所見を求めます。以上でございます。

議長 まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 岩田讓治議員の御質問、家を建てる場所によって上下水道整  
備の個人負担の差に疑問についてお答えさせていただきます。

現在、当町の上水道の引込み工事においては、市街化区域と市街化調整区  
域で区分を設けて運用をしております。

市街化区域は秩序ある市街地を形成し、計画的なまちづくりを図るための  
区域であり、町といたしましても、良好な住環境の確保に努めているところ  
でございます。市街化調整区域に住宅を建てられる方は、農家の分家住宅な  
ど限定的になってまいります。個人の事情もあるかとは思いますが、場所の  
選定において、できるだけ既に良好な住環境で整備されている市街化区域内  
での建築を検討していただきたいと考えております。

岩田議員が御提案されてみえます市街化調整区域に材料支給や一部助成制  
度等の対策も、定住促進や住宅取得の観点から効果的ではあると思いますの  
で、今後は、市街化調整区域に住宅を建てられた方は、材料支給等の施策を

新たに始めることで今後のまちづくりにおいてどれぐらい有効なのかを調査・検討を進めてまいります。

以上、岩田讓治議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

9番 ありがとうございます。

くどいようですが、インフラ整備はとても重要な事業でございます。1人の住民も取り残さない住民サービスを求めまして、質問を終わります。ありがとうございます。終わります。

議長 3番 西松幸子さん。

3番 通告に従いまして、私のほうからは大規模災害と自治体の備えについて質問させていただきます。

地域防災計画とは、都道府県や市町村が防災のために処理すべき業務などを具体的に定めたマニュアルです。全ての自治体に策定努力の義務が課されています。この地域防災計画には、地震、津波、豪雨水害など大規模災害についての被害想定が記されています。

この被害想定に基づいて、水、食料、衛生用品など必需物資の備蓄、指定避難所の場所と開設手順、運営等の体制、避難ルートの確立と県内外への二次避難の準備などが決められています。

被害想定が過小で想定を上回る災害が起きれば、食料や避難所等の不足により住民の生命が危険にさらされます。

さて、1月に発生した能登半島地震の被害想定はどうだったのか。県地域防災計画における地震被害の想定は27年前から実質的に改定されず、極めて甘い状態で放置されていました。適切な備えがない状態で巨大地震が発生しました。

自治体は住民の命と財産を守るのが根本であり、想定の内り方を考え直さなければなりません。能登の教訓を踏まえるまでもなく、適切な被害想定を持ち、その想定に応じた食料備蓄や避難場所確保等の行き届いた備えを講じていれば、多くの生命を救い得る時代になりつつありますが、しかし、南海トラフ地震がいつ来るかと不安を抱えている昨今、当町の地域防災計画の被害想定はどうなっていますか。点検はされていますか。お尋ねします。

これまで大規模災害が発生するたびに、教訓が生かされず、プライバシーも保たれず、おにぎりやカップ麺の食事など、人権無視の避難所の状況が繰り返されています。栄養の偏った食生活が続き、体調を崩す人や、アレルギーや持病があり食べられるものが手に入らない人も少なくありません。

避難生活での食は基本であると、災害時にもおいしく温かい食事を提供できる環境を整えようという取組が始まっています。自治体の職員は災害対応で食のことまで、手いっぱいだと思います。キッチンカーの派遣会社と協定を締結すれば可能ではないかと考えます。

そこでお尋ねします。

地域防災計画の中に、温かい食事の提供を組み込んでいただけないでしょうか。

議長 総務課長 河合一君。

総務課長 西松幸子議員の御質問、大規模災害と自治体の備えについてお答えをいたします。

1点目の御質問、当町における地域防災計画の南海トラフ地震の被害想定は、最大震度6弱、建物全壊棟数は約440棟、家屋倒壊による死者数は若干名、その他広範囲にわたり、液状化による被害に見舞われる可能性が高いと想定をいたしております。これらの被害想定は、岐阜県が実施した調査結果を基に想定をしております。

2点目の御質問、地域防災計画の点検につきましては、過去に発生した大規模災害の教訓を踏まえ、その都度点検をしております。また、地球温暖化による災害形態の変化や多様性に配慮した避難所の在り方など、大きく変化してきており、地域防災計画の大幅な見直しも現在、進めているところでございます。

3点目の御質問、地域防災計画の中に温かい食事の提供を組み込んでいただけないでしょうかのお尋ねにつきましては、議員御提案のように、避難生活における食事は、生命と心身の健康を維持していく上で非常に重要なものであると認識をいたしております。しかしながら、被害が甚大で広範囲に及んだ場合、発災直後にはアルファ化米やカップ麺などインスタント食品に頼らざるを得ません。したがって、町としても、保存の利く食料や炊き出しに必要な調理器具などを備蓄し、多くの企業や団体と、食料をはじめ物

資や燃料の供給協定を締結し、有事に備えております。

一方、瑞穂市や養老町など、既に災害時におけるキッチンカーの派遣協定を締結している団体もあり、全国的にも協定締結に向けた動きが増えていることは承知いたしております。避難生活が長期化した場合において、おいしく、温かく、出来たての食事で避難者や被災者を元気づけたり和ませたりすることも重要であり、さらには復興に向けて希望を与え、勇気づけていくことも非常に重要なことと思っております。

つきましては、現在見直しを進めている地域防災計画の中で、災害時におけるキッチンカーの派遣協定の締結も視野にさらに研究を深め、災害時における食の質の向上に努めてまいります。

以上、西松議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

3番 ありがとうございます。

当町の場合、被害想定と点検もその都度実施されております。また、災害の変化や多様性による避難所の在り方などが大きく変化している現代、地域防災計画の大幅な見直しも進められるということですので、安心いたしました。

また、温かい食事の提供に関しましては、キッチンカーの派遣協定の締結を前向きに捉えていただきました。ありがとうございます。

災害は突然やってきますので、これからもよろしくお願ひしたいと思いません。

再質問はありません。ありがとうございました。

議長 6番 渡邊裕光君。

6番 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、私のほうから公共施設の野外トイレについてを質問させていただきます。

当町にある施設のトイレのうち、建物内は和式トイレから洋式トイレ化になってまいりました。一方、外にあるトイレは全て和式しかございません。そのため、高齢者・妊婦さんには不便で使いにくい上に、また使い方が分からない子供たちも多うございます。さらに、身体障害者の方や、赤ちゃんのおむつを替えられるトイレもございません。

そこで、質問、提案でございます。補助金等を活用し、洋式トイレ、多目的トイレにできないでしょうか。

2点目の質問でございます。

現在、トイレの管理及び清掃はシルバー人材センターへ委託されていますが、汚れていて使いづらいという声も聞こえてまいります。キャッスルパークの公園では地区の団体に委託して週1の当番制にし、いつもきれいなトイレになっております。

そこで質問、提案でございます。各地区の団体に委託することはできないでしょうか。また、行政の方でパトロールのほうはできないでしょうか。

以上、この2点を質問させていただきます。担当課長さん、よろしくお願いいたします。

議長 総務課長 河合一君。

総務課長 渡邊裕光議員の御質問、公共施設の野外トイレについてお答えをいたします。

現在、屋外トイレは、安八町役場をはじめ、アンヒルパーク、北部公園、キャッスルパーク、百梅園に設置してございます。役場を除き、ほとんどが和式トイレとなっており、老朽化も著しく、御利用の皆様には御不便と御迷惑をおかけしているところでございます。

1点目の御質問、補助金等を活用し、洋式トイレ、多目的トイレにできないでしょうかについてでございます。屋外トイレにつきましては、順次、全ての人が使いやすい快適なトイレの整備に努めていきたいと考えておりますが、トイレ整備単独での補助メニューはなく、町単独事業での整備も非常に難しく、財源は、議員御提案のとおり、補助金の活用が有効であると考えております。

一方、公園など施設全体の再整備事業または長寿命化事業の一部としてトイレを整備する場合には、補助の対象となります。現在、町では、子育て世代が活用できる魅力ある多目的公園の再整備や、百梅園などの観光スポットの有効活用について検討を進めております。庁内で連携をしながら適切な補助メニューを模索し、効果的に事業を進めていきたいと考えております。

2点目の御質問、地区の団体にトイレの清掃を委託することはできないでしょうか。また、行政でのパトロールはできないでしょうかについてござ

います。屋外のトイレの維持管理につきましては、既に地区やシルバー人材センターへ管理を委託しておりますが、利用者の状況によっては清掃が追いつかない場所もあり、御利用の皆様にご不快な思いを抱かせることもございます。今後は、清掃回数を増やすよう検討するとともに、職員によるチェック体制も強化していきたいと考えております。

ほとんどの利用者の方が公共のトイレである認識を持ってきれいに御使用をいただいておりますが、残念ながら汚されたまま放置される方もお見えになります。皆が気持ちよく利用できるよう、きれいな公共トイレの実現に向けて、マナーアップ広報も進めていきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

6番 ありがとうございます。

1点目でございます。なかなかお金もかかるということで、なかなか整備しにくいということもございますが、公園等ですと、先ほど補助金という部分がありましたけど、社会資本整備総合交付金というのが多分あると思いますが、その辺のところを使っただいて、早めにちょっと整備していただけるとありがたいというふうに思っておりますし、整備がなされたときにはバリアフリー化にさせていただいて、どなたでも使えるようなトイレにさせていただきたいというふうに思っております。

2点目の、きれいにできないかというようなことですが、汚くしてあると余計に汚く使うということがございますので、やっぱり段階も、ちょっと頻度を上げていただいて、きれいにさせていただいて、百梅園等で、あと観光のこともございますので、よそから見える方も多々あると思います。安八町はやっぱりきれいなトイレがありますねというふうに言われたほうがいいと思いますし、和式しかないようなトイレは最近、どこへ行ってもないので、その辺のところも早めに検討していただきますよう、これはお願いでございます。ありがとうございます。

議長 再質問ありませんか。

6番 ありません。

議長 2番 渡辺康司君。

2 番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは、自然災害時の要配慮者に対する町の役割はについて質問をさせていただきます。

近年、自然災害による災害が多く、能登半島地震をはじめ南海トラフ地震臨時情報の発表もあり、いつ来るか分からない巨大地震に備えた1週間を過ごされたと思います。また、豪雨や台風などの水害にも脅かされることが多くなっているように感じます。

こういった災害から各自で命を守るための行動が求められている中、要配慮者の災害時における支援、共助の体制を確立しておく必要があります。高齢者や障害者の方など、地域では民生委員さんによる安否確認や見守り、声かけを行っていただいていることは認識しています。しかし、全ての要配慮者の方たちを民生委員さんだけで支援することは困難です。

当町では、何名くらいの要配慮者の方がいるか把握されていますか。また、災害発生時の要配慮者に対して、町としてどのような対応策があるか、御担当の方の見解を求めます。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 渡辺康司議員の御質問、自然災害時の要配慮者に対する町の役割はについて回答させていただきます。

まず、1点目の当町における要配慮者の把握につきましては、安八町地域防災計画に基づき、平常時から要配慮者、すなわち避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下「福祉ふれあいカード」という）へ登録し、避難行動要支援者台帳で管理しております。

そこで対象とする方は、1番目として、75歳以上の独り暮らし高齢者または夫婦世帯、2番目といたしまして、介護保険における要介護3以上の認定者、3番目といたしまして、身体障害者手帳2級以上の交付を受けている方、4番目といたしまして、療育手帳の交付を受けている方、5番目といたしまして、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者の方、6番目といたしまして、町長が必要と認めた者であります。

また、福祉ふれあいカードには、氏名や生年月日などの基本情報のほか、かかりつけ医、内服薬の医療情報や、自宅からの避難場所までの経路や避難方法を記載した避難行動要支援者に関する情報を登録していただいております。

町では、福祉ふれあいカードの更新手続を毎年7月に行っており、今年度は新規対象者が90名おられ、全体といたしまして、令和6年9月1日現在で320名でありました。

次に、2点目の災害発生時の要配慮者に対する町の対応策につきましては、町では福祉ふれあいカードの活用を図るため、民生委員・児童委員と避難行動要支援者に関する情報を共有しております。しかし、渡辺議員御指摘のとおり、発災時において民生委員・児童委員だけでは全ての要配慮者の方々を支援することはできません。そのために、これまでも避難支援等に携わる地域の区長、地域の消防団、警察署、消防署など関係機関の協力をいただきながら取り組んでまいりました。

また、昨今では、これまで災害が発生しないと思われてきた地域においても災害が発生しており、住民の防災に対する意識が高まるとともに、地域のつながりの必要性も改めて認識されるようになってきております。

今後は、現在、町で取り組んでおります重層的支援体制を構築していく中で、人と人、人と地域のつながりというものをこれからしっかりとつくりながら、大規模災害に備えて災害から立ち上がることができる地域づくりを目指すとともに、地域全体で要配慮者の方々を見守っていきたいと思います。

以上、渡辺康司議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡辺康司君。

2番 ありがとうございます。

町として、要配慮者の方々の把握と、町としての福祉ふれあいカードにより手配等が速やかに行えるように登録台帳でしっかり管理されていることが分かり、安心できました。

町民の皆様が改めて災害への防災意識を高め、日頃からの備えを行動に移す実践的な防災が求められている中、安八町としてのこのような防災対策を広く要配慮者の御近所の方々にも知っていただけるよう、広報などを通じて周知していただけるようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

再質問はありません。ありがとうございました。

議長 5番 坂悟君。

5 番 ただいま議長のほうから発言のお許しを受けましたので、私からは安八町資源物ストックヤードの早期設置をとということで一般質問させていただきます。

安八町では、ペットボトル、プラ品の使用済容器の増大に対して、月1回の地区回収から、リサイクルの持込み回収を増やして、毎月第1土曜日及び翌日の日曜日の午前9時から正午まで、安八町役場西側車庫前にて実施します。またはふれあいセンターでやる場合もあります。

残念ではありますが、まだ町民の要望には応え切れていません。リサイクル意識の高い町民の多くは、近隣市町村のスーパーが善意で行っているリサイクルボックスへ持参しているのが現状です。

隣の羽島市では、資源物ストックヤードという名前の市民の皆様が直接持ち込むことができる施設があります。搬入日は水曜日から日曜日まで、年末年始を除く、時間は午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで、プラスチック関係の一例ですが、ペットボトル、容器梱包プラスチック、その他プラスチック、45リットル以内の袋に入るもの、白色のトレイなど。

当町のペットボトル、プラ品の回収状況について質問します。

安八町が資源回収したプラ品の直近3年間の推移はどうなっていますか。

2点目、当町も最終処分場の新設に伴って、リサイクルエコドームなどの案もあるのは承知しています。増大するペットボトル、プラ品に対し、持込み可能な再資源ストックヤード的な施設が早急に必要だと思っておりますが、いかがですか。または、集めるのは大変ではありますが、当面の対応としてプラ品の回収回数を増やすお考えはありませんか。

以上について、担当の方に質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長 生活環境課長 梅村明広君。

生活環境課長 坂悟議員の御質問、安八町資源物ストックヤードの早期設置をについてお答えいたします。

1点目の質問の、安八町が資源回収したプラスチック製品の直近3年間の推移につきましては、ペットボトル類は令和3年度が19.31トン、令和4年度が19.71トン、令和5年度が20.31トンで増加傾向となっており、また、その他のプラスチック製品は、令和3年度は6.06トンでありましたが、令和4

年4月より回収品目を、その他プラスチックボトル類からお菓子の袋やお弁当の容器などを対象に拡大いたしましたので、令和4年度が22.10トン、令和5年度が30.74トンとなり、大幅に増加をしております。一方、家庭から出される可燃ごみにつきましては減少傾向となっております。

2点目の質問の再資源ストックヤードの早期設置につきましては、議員の質問で触れられていますが、次期最終処分場の建設計画に資源回収施設（エコドーム）の新設を予定しており、令和9年度の供用開始を目標に現在取り組んでいるところでございます。

現在のペットボトル、その他プラスチック類のごみ収集は、毎月20日前後の月1回で実施しており、役場等での拠点回収は毎月第1土曜日と翌日曜日でおおむね半月に1回、ごみ収集の機会を設けております。拠点回収では、町民の方の御理解、御協力により、大変多くの方に御利用をいただいております。

議員提案のごみ収集の回数の増加につきましては、業務委託料の増額やごみ集積所で当番をお世話になっております地区役員の皆様の負担が増えることなどから、慎重に検討する必要があると考えております。

町民の方には御不便をおかけすることになるかもしれませんが、資源回収施設の早期設置を目指し、今後も取り組んでまいります。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 坂悟君。

5番 梅村課長、答弁ありがとうございました。

リサイクルに対する私の一般質問は2回目です。前回は、2021年9月に、3年前に行いました。そのときの御回答は、リサイクルセンターの設置まではなかなか難しいですが、定期的な回収、分別を進めたいということで、そのかいかあってか、ほかからの要望も非常に多く出て、ペットボトルとプラ品の回収を今のような形で進めていただいているということは非常に感謝申し上げます。そうはいつでも、町民のSDGsとリサイクルの意識が以前に増して向上しています。残念ではあるんですけど、先ほども質問したとおり、まだ行政対応がちょっと遅れている、そういうふうに思っています。

令和9年に造ろうという、いろんな施設はできるだけ早めをお願いして、

近隣市町村がいろいろやっている、いい点がたくさんあると思います。そういうのも全部取り入れて、何とか安八町がすばらしい住みやすい町になるように心がけていただきたいと思います。

これは、早くやってほしいというのは要望であって特に御回答は要りませんので、私からの一般質問はこれで終わりたいと思います。以上です。

議長 10番 山中美恵子さん。

10番 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について御質問いたします。

先月8日に起きました日向灘を震源としたマグニチュード7.1の地震では、南海トラフの想定地域で起きた地震から、東海・東南海地震が起きるのではないかと心配され、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表いたしました。テレビの画面では地震情報がいつも表示されていて、その間、各自が用心するようにマスコミが盛んに放送しておりました。町内のスーパーでも災害関連グッズ、お米とお水が品切れとなっていることから、町民が高い関心を持っていたと思われれます。

NHKが防災対策推進地域を指定されている東海3県の122市町村に取材した結果、半数近くの58市町村が対応を見直ししたか、見直しをする方向で検討していると報道されております。

このようなことから、安八町では、今回の南海トラフ地震臨時情報を受けて、防災アクションとして何か行動を起こされましたか。その対応はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

また、阪神淡路大震災から開催されているぼうさい甲子園では、中学生たちが中にあめやお菓子を入れ、茶巾袋を作ってお年寄りに配布し、避難のときにはそのあめの袋を避難所に持っていき、小さな子供たちに配るという提案でした。安八町も小学生の頃から防災に対する興味を持ってもらえるような防災学習の機会を設けてはどうでしょうか。

以上で質問を終わります。答弁を求めます。

議長 総務課長 河合一君。

総務課長 山中議員の1点目の御質問、今回の南海トラフ地震臨時情報を受けて、防災アクションとして何か行動を起こされましたか。また、その対応はどのようになっていますでしょうかについてでございます。

8月8日木曜日午後7時15分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。町の防災アクションとしましては、同日午後9時35分から開催された岐阜県災害警戒会議に出席し、県内の対応方針について確認をしました。

これを受け、午後10時40分にはホームページ「あんぱちナビ」にて、町民の皆様に巨大地震注意の呼びかけをいたしました。

翌9日金曜日午前8時30分から、町長を本部長とする第1回安八町災害警戒会議を開催し、災害情報の収集一元化及び情報共有体制を構築するとともに、災害用備蓄品の確認、緊急用飲料水貯水槽（セーフティタワー）の水量と動作確認、災害連携協定先・各種団体との連絡体制と連絡手段の確認、避難所の点検と開設準備、公用車・発電機等の点検、燃料の確保などなど、正午までに全て完了したものでございます。

その後、15日木曜日午後5時に呼びかけが終了するまで体制を継続し、翌16日金曜日午前8時30分から第2回安八町災害警戒会議を開催し、各課の対応状況の再確認及び情報共有を行い、町長からは、不意に発生する大地震から町民の生命と財産を守るため、平常時においても常に自覚と緊張感を持って対応するようにと指示を受け、南海トラフ地震臨時情報の体制を解除いたしました。

今回の臨時情報の対応では、町としても、日頃からの防災資機材の点検やマニュアルの見直しなど、多くの課題の発掘や再認識ができたと考えております。今後、様々な視点から検証し、見直しを進めている地域防災計画にも反映させ、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、昨年度には、各家庭に非常持ち出し袋の配布を行うなど、町民の防災意識の高揚にも努めてまいりました。今後も、各家庭においてさらに必要な備えを準備していただくよう、引き続き防災啓発にも取り組んでまいります。

以上、山中議員の1つ目の御質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 引き続きまして、教育課長兼ハートピア安八館長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 山中美恵子議員の2つ目の質問、小・中学生に防災学習の機会を設けてはどうかについてお答えします。

安八町は、過去に9.12豪雨災害を経験した町でございます。安八町に暮ら

す子供たちには、災害の歴史を学び、これからの将来を生き抜くため、防災学習は重要であると考えております。

現在、小・中学校では、安全教育計画に基づいた命を守る訓練、これは避難訓練のことですが、毎月実施し、防災や減災をテーマにした学習も行っております。学級活動や総合的な学習の時間を使っての親子防災教室では、消火器の使い方や簡易トイレ、簡易ベッドの作り方も学んでおります。そのほか、町の防災士会による土のうづくり体験や国交省の職員による災害の講話、また災害対策車両の紹介なども行っております。これらの学習を通して、子供たちには災害時に自分たちができることについて考えてもらい、それを家庭でも生かせるよう教えているところでございます。

今後は、子供たちにより興味や関心を持ってもらえるような防災学習や行事を、学校運営協議会、またPTAとも連携しながら工夫して取り入れてまいりたいと考えております。

以上、山中美恵子議員の2つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長 山中美恵子さん。

10番 丁寧な答弁を誠にありがとうございます。

災害は30年の間に30から70%起きるといようなことも伝えられておりますので起きて、右往左往しては大変だと、こちら辺は液状化現象が起きると思うのでそのときにどうするかということは常日頃から町民みんなが意識を持ってもらいたいということと、子供たちにはおうちでそういうことを話し合う、そして、もし災害が起きたときにはどこかに集まるのか、どうするかという、そういう話題をして認識を深めていくということに心がけるような指導をしてもらいたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 7番 石原英一君。

7番 議長から発言のお許しが出ましたので、私からはハートピア安八の運営の方向性をということで質問させていただきます。

ハートピア安八は、町民1人当たりの図書貸出冊数の割合が県内は1位、全国でもトップクラスで、これは新聞にも以前、文化の高いまちということで紹介されたことがございます。県内最大の天体望遠鏡、それから五、六年

前からは寝転がって楽しむことができることで好評を得ておりますプラネタリウムなど、当町が誇る施設です。5年前、年間15万人近くの方が利用され、コロナ禍で一旦はどんと減りましたが、現在9万人ほどまで回復しつつあり、今後も期待されておるんですが、ただやっぱり課題も多い。事務職員、図書職員の数が減り、児童館の運営経費が年間約25万前後、歴史民俗資料館というのは約10万円の状態というのが続いております。こうなると企画とかの費用、企画への費用がなかなか出にくい状況であります。

あと、施設面でいくと、ロビーとか歴史民俗資料館のハイビジョンシアター、それからあとロビーのギャラリーの展示ボードでは不具合も多くて、ハイビジョン、昔ほど機材は高くない、あれはすごく高額で、あの頃は高額なやつが今はそこまで高額ではないといってもまだ対応ができる余力がないというのが現状です。

というのも、管理経費というのが削りに削った状態で8,000万かかります。収入はというと、店舗家賃と会議室使用料など年間100万くらいで、稼げない施設と言われております。将来、人口減少が予測される中、維持管理がネックになっていることはもうずっと話題に上がっていることで、想像に難くありません。

ただ、心を豊かにする文化施設の費用対効果というのは見えにくいんですが、当町の文化度の高さというのは町の特性として今後あらゆる面で有効に働く可能性があります。だからこそ、持続可能な施設にするために様々な模索が必要なのではと考えます。

現在、図書館の会員というのは町内と町外の利用者の割合が逆転しております。当町の公共施設としては好ましくない状況ですが、一方で、逆を言えば、それだけ認知されていて商業価値があるということです。商業価値があるというと、すぐ指定管理者制度の話になるんですが、やっぱり指定管理者制度と図書館ってあんまり相性がよくないとかという議論がやっぱりいろいろ出てきます。だとしたら、その辺りというのを参考にしながら、例えば図書館をハブにした、岩手県は紫波町の官民協働の施策、ここは図書館と町、うちで言うとまちづくり推進課とかが一緒になって、町と町民をつなぎながらいろいろなものをつくっていくことをやったりですとか、あとはハートピア安八を使った体験型のふるさと寄附金返礼品の商品開発をいろいろ、例え

ば日にち限定だけで、例えばプラネタリウムをカフェにしたりとか、バーにしたりとか、そういったものなど、いろいろな商品開発の様々な可能性を試してみてはいかがでしょうか。

当町のハートピア安八運営に対する方向性を求めます。お願いします。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 石原英一議員の質問、ハートピア安八の運営の方向性についてお答えさせていただきます。

ハートピア安八は、蔵書数14万冊を超える図書館に、天文台、プラネタリウム、児童館や歴史民俗資料館、また喫茶ラウンジも併設した複合施設で、その持っているポテンシャルというものは高いものがあると考えております。

しかしながら、施設を十分に活用できておらず、持続可能な施設とするためには議員言われるように様々な模索が必要だと考えております。

岩手県の紫波町の官民協働の施策については、図書館が役場の下水道課と連携して水や下水道について展示会を開催したり、また町内の飲食店の紹介を行ったり、地場産の野菜と果物を図書館にある本を使って、そのPRコーナーというものを設けたり、さらには民間の事業者と協力をしてオリジナルのブックカバーやバッグなどを製作したりしているということがございます。

当町においては、子ども・子育て事業計画、通称あんぱちっ子すくすくプランとありますが、そのアンケートの調査結果で、児童館や図書館を有するこのハートピア安八というものの認知度が高いという結果が出ております。

今後は以上のことから、これらを参考にもっと集約できる魅力ある施設となるよう、ハートピア安八の運営審議会などで協議・検討を進め、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ふるさと寄附金の返礼品について、ハートピア安八を活用する方法としては、例えばプラネタリウムを貸切りにするなど、いろんなアイデアを出しながら、今後検討を進めてまいりたいと思います。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原英一君。

7番 ありがとうございます。

あんぱちっ子すくすくプランで認知度が高いというお話が今出ました。こ

これはやっぱり認知度が高いということともう一つ、これだけ認知度が高いんだったら顧客満足度数というのも数値化していったらいいんじゃないかなと今、答弁を聞きながら思いました。これは指定管理者制度のほうの図書館になっちゃうんですが、佐賀県に武雄市というところがあって、大体うちの町の3倍ぐらい、4万7,000ぐらいの町なんですけど、もう10年以上前にCCCという、いわゆる蔦屋に図書館指定管理者をお願いしました。この後いろんな問題がありました。指定管理者になったことで、その後ただ、今やってきてどうなったかという、5年後に子ども館ができて、それで今、コロナ前で大体年間100万人まで行って、コロナ禍で落ちた今でも80万人ぐらいです。とにかく、そこが何がすごいかというと顧客満足度数が数値化されていてそこが、図書館って大体80%以上が満足度が高くて、子ども館に至っては9割を超えているんですよ。

でもこれってやっぱり、数値で見ると町民は安心すると思うので、そうするとそこにお金を使ってもいいなというふうな流れができてくるんじゃないかなと思うので、そちらのほうも検討していただければと思います。

再質問はございません。

一般質問を終わります。

議長 ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分からにさせていただきます。

それでは暫時休憩をお願いします。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 それでは再開いたします。

一般質問を継続します。

1番 栗原宏行君。

1番 議長より許可をいただきましたので、私のほうから3点質問させていただきます。よろしくをお願いします。

まず第1に、渇水時の農業用水確保対策について。

最近、米の品薄が報じられておりますが、学校給食やふるさと納税等返礼品の米は供給に問題ありませんか。米の品薄は、昨今の猛暑による高温障害に起因しておると言われております。今年の夏も昨年以上に猛暑日が続いております。当町の一部地域において用水不足が発生し、生育障害が危惧され

ております。安八町において代表する農産物である米を質・量とも安定的に生産していただくため水源確保対策が必要と考えますが、御所見を伺います。

2番目、ジャンボタニシ被害防止対策について。

田植直後の苗が食害で甚大な被害が発生しております。環境保全活動等、また、農薬等の散布により対策は取られておりますが、依然、被害が続発しております。一部農家では、カルガモ農法に代わるジャンボタニシ農法と言われ、有機栽培として共存を試みる事例もありますが、浅水管理が必要です。当地域で浅水管理は可能ですか。いずれにしろ地域一体で取り組まなければと思いますが、御所見を伺います。

3. J-クレジット制度に取り組んではいかがですか。

水稻の中干し期間を管理して、温暖化の原因物質の一つ、メタンガスの発生を抑制し、削減実績をクレジットとして売り買いする制度です。環境に配慮した米としてのブランド化、クレジット販売収入による生産者にメリットになると思います。生産者の負担にならないよう土地改良区単位で取り組むとよいと思われませんが、御所見を伺います。よろしく申し上げます。

議長 農政課長 松岡政司君。

農政課長 栗原宏行議員の1点目の御質問、渇水時の農業用水確保対策についてお答えいたします。

まず、学校給食やふるさと寄附金での返礼品である米の供給に関しましては、本町でも米不足の影響を受けており、学校給食ではほぼ影響が出ないよう生産者に調整をしていただいておりますが、ふるさと寄附金の返礼品としては現在受付を控えているところでございます。

水不足は猛暑や降水量が少ないことなど天候に起因しており、議員が懸念されるとおり、米の生育に支障を来すおそれがございます。本年度は緊急的に井戸ポンプを利用し対応したところもございますが、用水の安定供給を図るため、用水管理を行っている土地改良区とともに検討してまいります。

2点目のジャンボタニシ被害防止対策についてお答えいたします。

ジャンボタニシ対策は、一般的に寒い時期の田起こしや薬剤による防除、浅水管理、タニシの捕獲や卵を落とすことが有効であると言われております。しかしながら、議員御指摘の浅水管理につきましても、全ての水田に水を入れると深くならざるを得ない水田があり、困難であると思います。

多面的機能支払交付金を活用し駆除を行っていただいている地域もござい  
ますが、ジャンボタニシは用水路を媒体に各地域へ広がりますので、地域一  
帯での地道な取組が重要であると考えております。農業者の方々へ寒起こし  
などを啓発するとともに、全地域で継続的に駆除活動を行っていただけるよ  
う働きかけをしてまいります。

3点目のJ-クレジット制度に取り組んではについてお答えいたします。

当町の稲作体系は栽培暦に基づき用水日程が決まっているため、議員御提  
案のとおり、土地改良区単位での取組が考えられますが、農業者の方々の御  
理解が必要であります。また、環境へ配慮した取組は重要であると考えませ  
が、猛暑が続く中、制度の要件であります中干し期間を直近2か年以上の平  
平均日数より7日間延長するという点では収穫量や品質などへ影響が心配され  
ますので、実証栽培を行うなど慎重に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、持続可能な農業経営のため、関係機関と連携を  
密にしながら様々な課題に対しまして取り組んでまいります。

以上、栗原宏行議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 栗原宏行君。

1 番 御丁寧な御返答、ありがとうございました。

もう一つ、要望として付け加えさせていただきます。

その他として、用水に関わることとして、規模拡大する稲作農家は、作付  
品種や作型の選択、作業の分散と作業機械・施設等の利用率向上を図る上で  
は、用水確保管理は重要なポイントになります。例えば、現在結地区で行わ  
れております北部入方営農の早期用水や牧地区の井戸水を活用した積極的な  
取組等、用排水施設の設備を充実させることで農家の利益になると思いま  
すので、今後ともよろしくお願いします。質問は以上です。

議 長 4番 傍嶋邦博君。

4 番 議長のお許しをいただきましたので、私からは人口の社会増減対策につ  
いて質問をいたします。

近年、日本では少子高齢化が進み、人口減少がとても深刻な問題となっ  
ております。これは各自治体においても共通の問題であり、岐阜県内では16市  
町村が消滅可能性自治体となっております。

人口の変動要因には、転入と転出による社会増減と出生と死亡による自然増減がありますが、今回は主に社会増減について、これからの安八町の施策や方向性についてお伺いいたします。

社会増減への対策は人口減少の根本的な歯止めにはなりません、今現在、各自治体において様々な施策を駆使し、人口の奪い合いが激化していく中、安八町においても無視できない環境にあります。また、当町のように人口が少ない自治体は自然増が見込める可能性も必然的に低くなってしまふことから、転入を目的とした施策や、住み続けたいと思うようなまちづくりが自然増への一番の近道とも言えるのではないのでしょうか。

社会減の状態から社会増に持っていくためには、移転しやすい若者や子育て世代の呼び込みに注力するため、各自治体では子育て世代へのサービスや教育環境の充実化を進めております。

当町においても、移住支援金や高校生世代までの医療費無償化、また紙おむつお届け事業など、移住される方や子育て世代へのサービスの充実化を進めていただいております。

そこで、3点質問いたします。

まず1点目ですが、社会増減に関する施策は、子育て世代や若者へのサービス、教育環境の充実化が有効であると私は考えますが、町長はどうお考えでしょうか。見解を求めます。また、近年中に取り組む事業はありますでしょうか。

2点目、知り合いの中学生から、町内に若者の居場所をつくるべきだとの指摘を受けました。確かに今の安八町には商業施設がなく、ゲームセンターもなければプリクラを撮る場所もありません。また、図書館では友達と勉強すらさせてもらえないのが現状です。この状況において、町長の見解を求めます。

3点目といたしまして、水まつりの直前に、乳幼児がいるお母様のほうから、水まつりの会場に授乳室はありますかとの質問を受け、急遽御用意いただきありがとうございました。今はそういった細かいところまで行き届いたサービスが必要な時代です。今現在、町内の施設に授乳室は幾つありますでしょうか。また、その現状に対しての町長の見解を求めます。

議長 町長 岡田立君。

町 長 それでは、傍嶋邦博議員の人口の社会増減対策についての質問にお答えをさせていただきます。

今、日本は超少子高齢化社会を迎え、各自治体において最重要課題として、人口増につながると思われる施策をいろいろ展開されておられます。また、人口減少に対し、危機感をあおるように各自治体を比較して消滅可能性自治体という色分けまでされるようになりました。幸いにして、安八町は消滅可能性自治体にはなっておりませんが、そうなる可能性も否めません。

人口自然増という問題は、自治体で何とかなるレベルを通り越し、国策に頼るしかないというところまで来ていると思います。今後、国主導による抜本的な構造改革や若年層、子育て世代の支援を期待するところがございます。

議員からの1点目と2点目の質問には関連があると判断しましたので、併せて回答させていただきます。

社会増については、議員お話しのとおり、行政サービスの向上や子育て支援、教育環境の充実を進め、魅力あるまちとしていくことで移住希望者がその町に興味を抱き、移住してもらえることで人口増につながっていきますので有効な手段の一つというふうに考えます。しかし、現状は全国の自治体で同じような施策を推進しており、なかなか移住の決め手となる決定打を生み出せない状況だというふうに考えております。

現に、9月1日の岐阜新聞に地方創生に関する全国的なアンケート調査が掲載されており、10年間行ってきた地方創生に対する評価については、68%の首長が不十分であるというふうに判断し、人口減少に歯止めがかかっていないというふうに回答されたそうです。

不十分の理由としましては、自治体単独の対策にはもう限界があるというふうに判断された首長が86%だったそうです。私もそう感じるころがございますが、しかしながら、様々な支援体制を推進しないとどんどん人口が減っていく可能性もございますので、知恵を絞り、ニーズを捉えた支援策をこれからも展開して考えていきたいと思っておりますが、まずは皆さんが集える場所の整備や、安心・安全な生活環境の提供など、住み心地という点に着目し、進めていきたいというふうに考えております。

加えて、私は、関係人口や交流人口の増加が人口社会増につながる大きなポイントだと思っております、現在取り組んでおります中工業団地への企

業立地がより多くの町内外、県外の方に安八町を知っていただく絶好の足がかりになるというふうに捉えております。まずはそこに全力を注ぎ、そこをベースにさらなる広がりをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

関係人口や交流人口の増加に加え、安定した財源、雇用の場を確保していくことで、今後の町活性化につなげる事業展開や商業施設などの誘致、若者の居場所づくりにも着手していけるものというふうに考えております。

国全体で人口が減少する中、人口増加というのはとてもハードルが高いと思っておりますが、ひとまずは20年先、30年先まで元気で持続するまちをつくっていくことにさらに努力を重ね、町政運営を行っていききたいというふうに思っているところでございます。

3点目の質問ですが、赤ちゃんを連れ出して外出される方にとって、おむつ替えのスペースや授乳施設は必要不可欠であります。議員お尋ねの授乳室については、むすぶテラスやハートピア安八には設置してあります。新たにその他施設に授乳室を新設する考えは今のところございませんが、設置されていない施設を利用して人が集まる催物を開催するときには、簡易的な授乳スペースを確保するなどして、子育て世代に安心して利用していただけるような細やかな対応をまいります。

以上、傍嶋議員の質問への回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁のほうを順に整理しながら、再質問と提案をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、2点目、一緒にお答えいただいたんですが、方向性と施策についてですが、考え方については私も大方一致していると思っております。町長のほうもおっしゃられましたが、今はどこも自治体が似たような施策を取り組んでおります。例えば安八町で取り組んでいる高校生世代までの医療費無料化については、大垣市、羽島市、輪之内町、瑞穂市と隣接する自治体は全て取り組んでおりますし、目新しさや独創性的にもあまりないなあというような感じになってきてしまっています。

また、紙おむつお届け事業につきましても、羽島市で取り組まれておりま

すし、大垣市でも紙おむつプレゼントや子育て応援ギフトがあります。大垣市や羽島市において取り組まれている子育て応援ギフトというのは、安八町にもある出産・子育て応援給付金と同じような内容ですので、どちらにしても特別感が少ないなあというふうに思います。

こういった似たり寄ったりの施策が多い中で社会増をこれから見込んでいくためには、ほかの自治体よりも早い取組とか、または地域性や独創性のある取組というのが必要になってくるかなと思っております。

大垣市におきましては、先月末、全ての市立小・中学校と義務教育学校合わせて28校の体育館にエアコンを設置する方針を明らかにされました。以前にも提案いたしましたが、安八町でも早めに取り組んでみてはいかがでしょうか。1つの体育館につき、たしか約8,000万ほどかかると聞いておりますので、すごく大きな金額がかかることは間違いないんですけど、逆に考えれば、学校数の少ない安八町は早く取りかかることができますし、トータル金額も少なく済みます。

次に、地域性や独創性のある施策としてですけど、安八町で、この前視察でもお伺いした粉ミルクを作っている工場があります。今度ふるさと寄附金のほうにも入るところですけど、その企業と協力して、紙おむつだけでなく粉ミルクも配布をセットではいかがでしょうか。そうすることで、衣食住のうち、赤ちゃんの衣と食をサポートできると考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、私のほうで分けさせていただいていた若者の居場所についてですけど、残念ながら安八町に商業施設が来る見込みというのは、経営的観点から見ても高いとは正直言えません。また、居心地のよい場所というのは人によって様々で、静かな場所を好む人もいれば、にぎやかな場所を好む人もいます。また、年齢によっても変わってくると思います。全てを網羅するというのは非常に難しいかなと思いますが、分けて考えてみてはいかがでしょうか。

今現在、町内にはみのむしハウスがありますが、どちらかと言えばあそこは低年齢層をターゲットにした居場所と言えます。また、そこへの前年度の補助金もあまり大きい額とは言えないかなと思います。そこで、大きく補助金を出して、かがやけ安八と協力して中高生向けの居場所の提供を計画して

みてはいかがでしょう。かがやけ安八と町と話をさせていただいて、静かに過ごせる空間と、にぎやかに過ごせる空間、コンセプトをしっかりと分けることで、若者の居場所づくりが確立できると考えます。また、空き家の再利用の観点からもよいのかなと思われませんが、町長の見解を求めます。

3点目ですが、さきにお話ししたとおり、今は細かいところまで行き届いたサービスが必要な時代です。先ほど、町長の御返答の中で、催し事の中にはそういったのを設置していくというお話がありました。その中で、今現在は公民館のほうにはないと思います。公民館または総合体育館、そういったところは小さい子供を連れてお母さんが来ることって結構あると思うんです。小学校等の催し事で公民館を使われたり、少年団で総合体育館に訪れて、まだ小さい子がいるお母さん等も見えます。そういったところへの授乳室の設置というのは今後必要になってくるのではないかなあというところがあるんですが、今後、公民館、総合体育館において、防災対策で耐震とかをやっている中で、授乳室の設置を考えていただけないでしょうか。

また、授乳室とはちょっと話が変わるんですけど、時代背景に合わせて、大垣市では子育て支援アプリというのがあります。また、神戸町には母子手帳アプリの母子モを提供しています。時代的にはデジタル化が進んでいますので、安八町においても子育て支援用のアプリを提供してはいかがでしょうか。

幾つかちょっと話をしたので、まとめていきます。

1点目として、学校体育館のエアコンの設置、2点目として、企業と協力しての粉ミルク配布、3点目として、かがやけ安八と協力して若者の居場所づくり、4点目として、公民館・総合体育館への授乳室設置、5点目が子育て支援用のアプリの提供、ちょっと多いですけど、この5点をどう考えるか、町長の見解をお聞きしたいです。

以上の質問について、町長の見解を求めます。

議長 町長 岡田立君。

町長 大変再質問の数が多いのであれですけども、1点目の体育館への空調の設置ということでございますが、まずは議員の皆様にもお話をしたとおり、アンヒルパークを中心とした総合体育館への空調の設置というものをまず検討し、その中心になる避難場所ということで位置づけをしていきたいと思

っていますし、各体育館への空調の設置につきましては、やはり子供たちの数が減っていく中で、今、学校の在り方の検討なんていうのもやっている状況でございますので、そういったところも見据えながら順次、対応させていただきたいというふうに思っております。

2点目の粉ミルクの配布等々でございますが、こちらにつきましては、グリコさんという工場ができましたので、グリコさんの製品をどうするのか、他社の製品はどうかということも考えながら、今、粉ミルクの無償化につきましては、こども家庭課のほうと検討を進めておりますので、そういったところら辺も調査をしながら進めていきたいというふうに思っております。

あと、いろんな施策等にも、変化もないというお話ですが、こちらにつきましては、先ほど言いましたけれども、企業誘致を進めながら財源を確保し、いろんな形で進めていきたいというふうに思っております。

あと、若者の居場所づくりということでございます。いろいろ考え方はあると思うんですが、今、そのかがやけ安八だけでいろいろ全て頼りにしていくというのはなかなか限界があるというふうに思っております。NPO法人立ち上げ、そういった団体の育成というものに力を注いでいきたいなあというふうに思っているところでございますし、結地区のほうでも徐々にそういった声も上がりつつございますので、やはりまずはそういった団体を育成していくというところに尽力していきたいというふうに思っております。

あとは、中央公民館や総合体育館への授乳室ということでございますが、こちらにつきましても、慌てず少しニーズ調査などもさせていただきながら対応させていただくということをお願いをしたいというふうに思います。

子育て関係のアプリの関係でございます。

いろいろニーズ調査をしていくと、この間、子ども・子育て会議の中で、いろんな子育て支援に対するアンケート調査も行ったところでございます。そういった中で、保育園行事なんかをインスタで発信してもらったほうがありがたいとか、そういった声もあったところでございます。少し内容を今、選択しながら、どういったものが必要なのかということも整理をするように指示をしたところでございます。アプリというものもいろいろと大切でございます。いろいろ知恵を絞って対応させていただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁ありがとうございました。

初めの御回答のときにも町長のほうからありましたけど、実際その少子化対策というのの自然増を見込んだような対策は、国策のほうか、または大きい都市との連携というのが一番大事になってくると思います。8月の全国知事会のほうでも少子化対策について話し合われておりましたが、やはり人口減少に歯止めをかけるためには一極集中の改善が一番なのではないかなというところなんですけど、東京都知事選挙の候補者の1人が多極分散、回遊型の社会の構築を掲げておりましたが、今回落選されたために、残念ながら近年中にはそれが見込めることはないのかなあとっておるんですが、もし仮にそういった回遊型社会の構築ができたとしても、魅力ある自治体でなければ最終的に消滅してしまいます。

私、結構何回も言っていると思うんですけど、今は目まぐるしく変化していく社会になっています。去年に右へ倣えの施策では衰退の一途なんです。

今回、安八町の魅力向上のために社会増減対策について質問をさせていただきました。執行部の皆様におかれましては、常に新しいものや安八町の魅力向上に注力いただきますことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終了いたします。以上です。答弁は要りません。

議長 以上で一般質問を終わります。

---

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博君。

4番 議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和6年9月3日火曜日、午後2時15分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果、議会の動画配信について協議を行い、定例会の一般質問を年4回の配信とし、その撮影並びに配信方法については引き続き検討することに決定いたしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ありません。

以上、報告を終わります。

議長 以上で特別委員会報告を終わります。

---

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

議第40号から認定第7号までは各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 石原英一君。

7 番 それでは、民生文教常任委員会の報告をします。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、日時、令和6年9月5日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第41号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第42号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第44号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議第47号 負担付きの寄附の受納については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第48号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第49号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第50号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

認定第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

認定第2号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見留保の有無はありません。

その他として、委員会現地視察は、大明神地内の空き家、工事が終了した名森小学校のLED化工事箇所を視察し、担当者から説明を受けました。

以上、報告を終わります。

議長 総務産建常任委員長 渡邊裕光君。

6番 それでは、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、日時といたしまして、令和6年9月6日金曜、午前10時から。

出席者は、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第40号 安八町指定金融機関の指定について、議第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第45号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第46号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第48号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、当委員会関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第51号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議第52号 町道路線の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

認定第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

認定第6号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、

認定第7号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおりに承認いたしました。少数意見の留保はございませんでした。

その他といたしまして、委員会現地視察は、大垣ケーブルテレビ中継局工事箇所、外善光地内の道路改良工事箇所を視察し、担当者から説明をいただきました。

以上、報告を終わります。

議長 以上で常任委員会報告を終わります。

区切りのいいところで、これで午前の部は終了させていただきまして、暫時休憩とさせていただきます。午後の部は1時半から再開させていただきます。1時半に議場にお集まりください。

(午前11時53分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長 それでは、再開いたします。

---

議長 日程第5、議第40号 安八町指定金融機関の指定についてを議題とします。本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第6、議第41号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第7、議第42号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第8、議第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第9、議第44号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第45号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、議第46号 安八町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、議第47号 負担付きの寄附の受納についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第13、議第48号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第14、議第49号 令和6年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第15、議第50号 令和6年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第16、議第51号 令和6年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予

算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第17、議第52号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第18、認定第1号 令和5年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議長 日程第19、認定第2号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議長 日程第20、認定第3号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議長 日程第21、認定第4号 令和5年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議 長 日程第22、認定第5号 令和5年度安八郡安八町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議 長 日程第23、認定第6号 令和5年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議 長 日程第24、認定第7号 令和5年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案どおり認定すること

に決定しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第3回安八町議会定例会を閉会といたします。

(閉会時間 午後1時40分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月13日

議 長            大 平 文 雄

議 員            岩 田 讓 治

議 員            山 中 美 恵 子